

明舞団地で活動する学生に住宅を提供します(平成30年3月末入居)

ー 県営住宅を活用した学生シェアハウスの入居者募集ー

明舞団地では、住民の高齢化や人口減少が進みつつあり、それに伴う地域活力の低下、コミュニティ機能の衰退等が大きな課題となっています。

ミクストコミュニティの推進、地域コミュニティの活性化等を目的として、明舞団地で活動する学生に住宅を提供します。積極的にご応募ください。

1 応募要件

- (1) 大学生（大学院生等を含む）で次のいずれかの活動等を実施する者
 - ・まちづくりに興味があり自治会活動等へ幅広く参加
 - ・明舞団地を主対象とした卒業論文、修士論文、博士論文のいずれかの執筆
 - ・明舞まちなかラボによる明舞団地内での地域活動への参加
 - ・NPO等による明舞団地内での地域活動への参加
- (2) 原則として応募に先がけ実施する「説明会・意見交換会」へ参加ができる者
 - 注1) 明舞まちなかラボは、大学によるまちづくり、福祉など団地再生の実践的な調査研究の場であり、住民と学生が交流できる団地内学生拠点です。
 - 注2) 入居後、共同住宅居住に関するルール等を遵守する必要があります。

2 対象団地

下記団地の住戸計4室程度

明石舞子北鉄筋（神戸市垂水区神陵台1丁目）

明石舞子南鉄筋（明石市松が丘5丁目）

注1) 戸当たりの使用料、敷金、共益費等は県営住宅に準じ決定します。

注2) 複数名入居又は単身入居となります。

3 説明会・意見交換会

応募に先立ち「説明会・意見交換会」を実施します。応募される方は「説明会・意見交換会」への参加が必要です。

日時：平成30年2月1日(木) 17時00分～ （※日時は変更可能です。）

場所：松が丘ビル 3階「中会議室」（次の頁に地図があります。）

4 説明会・意見交換会への参加登録について

説明会・意見交換会に参加される方は事前に登録が必要です。最後の頁にある書式にご記入いただき、平成30年1月25日(木)17時までにFAXか電子メールでご提出ください。

登録前に下記まで連絡いただければ、その後の手続等について説明いたします。

※ウェブサイトからのダウンロードも可能です。<http://support.hyogo-jkc.or.jp/m/>

5 問合せ先（説明会・意見交換会参加登録の提出先）

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅政策班（明舞団地再生担当）

担当者：清水

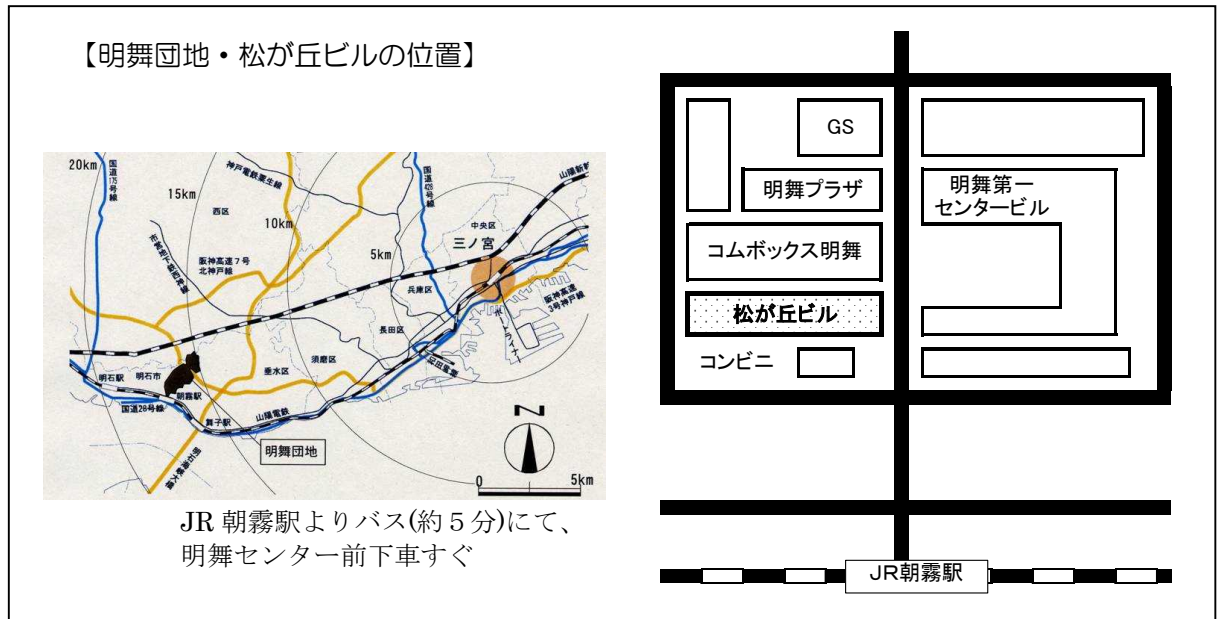
電話：078-341-7711(内線4845) FAX:078-362-9458

E-mail：satoko_shimizu@pref.hyogo.lg.jp

6 説明会・意見交換会の概要

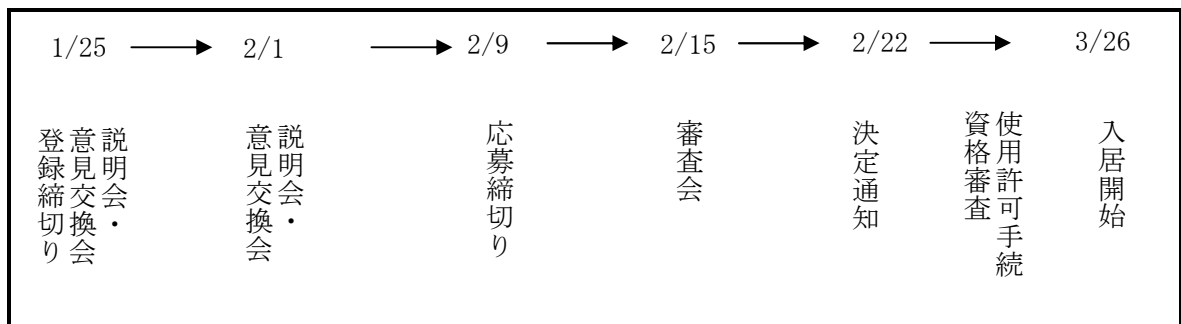
- ・明舞団地再生についての説明
- ・事業内容、条件、ルール等の説明
- ・シェア入居に向けた単身応募者同士のコミュニケーション機会の提供等

7 説明会・意見交換会の場所



8 今後のスケジュール (予定)

- 説明会・意見交換会の登録期間：1月11日(木)から1月25日(木)17時まで
 説明会・意見交換会の開催：2月1日(木)17時から
 学生シェアハウスへの応募期間：2月1日(木)から同月8日(木)17時まで
 応募者審査会：2月15日(木)17時から
 (応募者のプレゼンテーションによる選考を行います。)
 入居者の決定通知：2月22日(火)
 入居開始：2月15日以降に資格審査・使用許可手続きを行い、最短の場合、3月26日から入居が可能になります。



※ 日程は(案)であり、審査会以降の日程は今後変更する場合があります。
 変更時は、ご応募いただいた方に個別に連絡いたします。

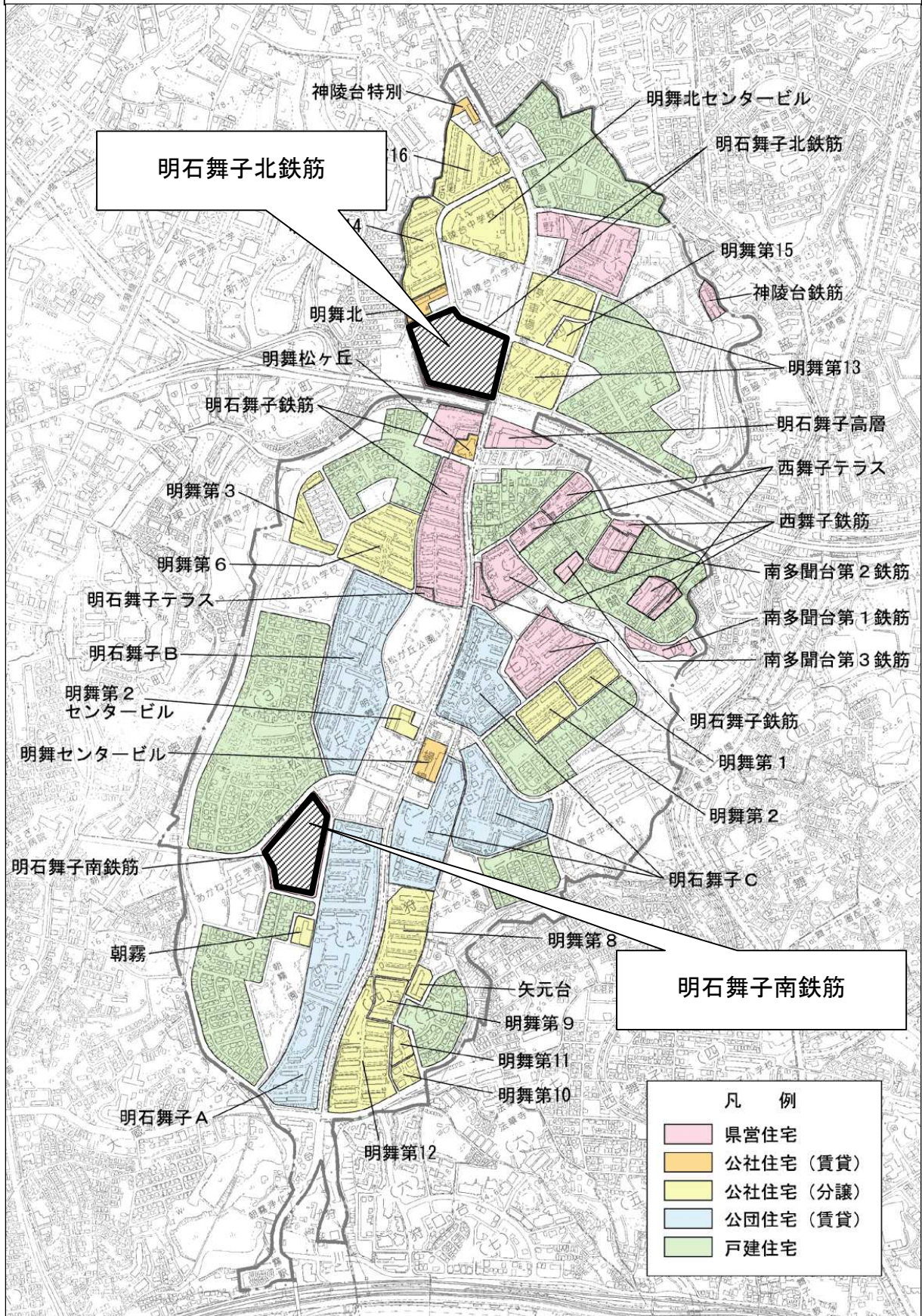
9 入居者の選定方法

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、入居者を選定します。

10 既入居者の状況など (H29.12末時点)

- 入居者数：8名 (兵庫県立大学・神戸学院大学の3年生～大学院生)
- 自治会活動状況：役員会等参加(毎月)、周辺の美化活動、イベント企画・手伝いなど

入居対象団地

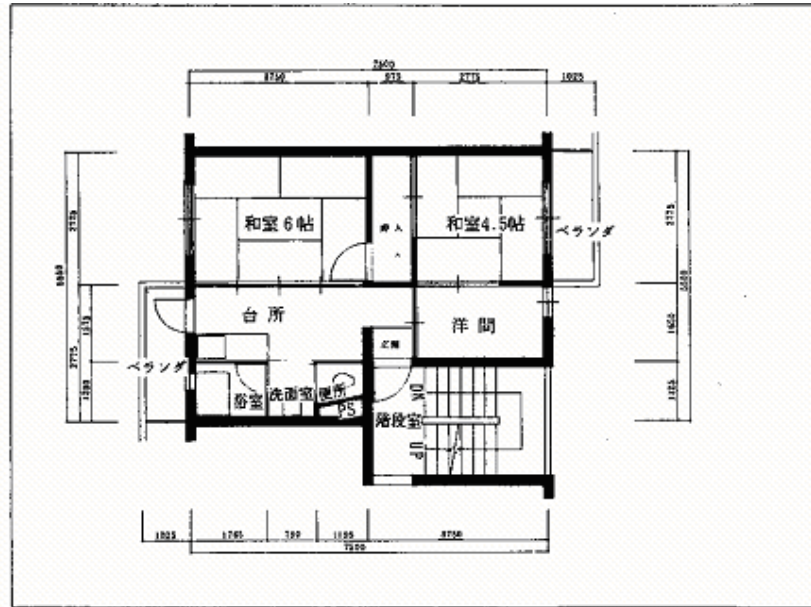


対象住戸の間取り・面積例（反転タイプの場合あり）

※空き室状況により、異なる間取りの住戸になる場合があります。

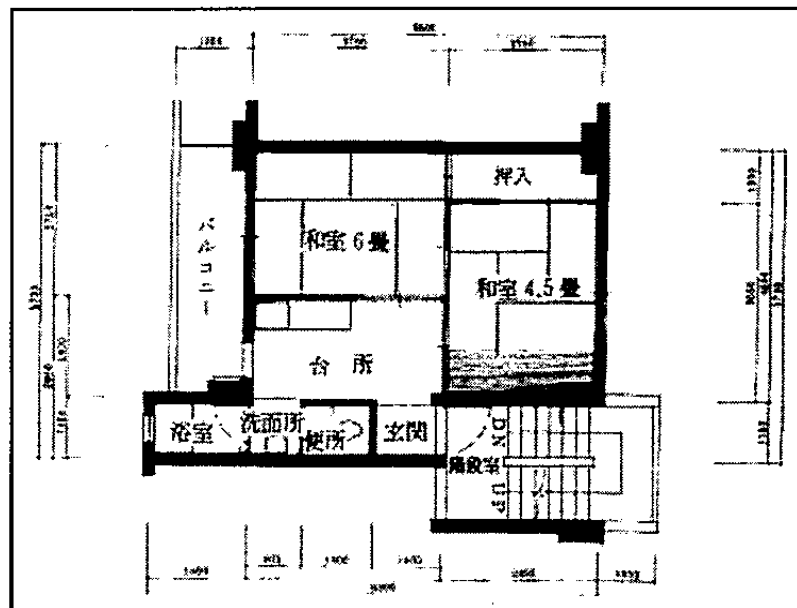
明石舞子北鉄筋

【住戸専用面積：37.40 m² 住戸形式：2UK】



明石舞子南鉄筋

【住戸専用面積：35.87 m² 住戸形式：2K】



11 募集する学生（次に掲げる要件を満たす学生）

(1) 個別要件

- ア 明舞団地近隣の大学、大学院に在籍している学生（離籍の際には退去していただきます。）
- イ シェア居住の場合、同居者同士で円満に生活が可能な方
- ウ 高齢化している共同住宅での生活に際し基本的なマナーを守ることができる方
- エ 県営住宅自治会へ参加し自治会長と連携のうエココミュニティ活動へ寄与できる方

(2) 一般要件

- ア 団地内で円満な共同生活ができない方は入居できません。
- イ 平成 30 年 3 月末日までに入居してください。
- ウ 団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育はできません。
- エ 団地内では駐車場以外に自動車の駐車はできません。
- オ 入居後、住戸内の改造は認めていません。
- カ 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります。
- キ 家賃は、銀行等の口座振替で納めていただきます。（毎月の末日までに支払っていただきます。）
- ク 家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（原則自治会等で徴収）として、電気代（防犯灯、階段灯等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となります。
- ケ 空家住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なっておりますので、ご承知おきください。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

12 募集条件

項 目		条 件
家賃等	家賃	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例により定める額（10,400 円/月～25,000 円/月）
	敷金	使用料の 3 箇月分
	共益費	有料。県営住宅自治会ルールによる。（月数百円程度）
経費等	電気水道等使用料	入居者が負担
	改装	不可
	退去時現状回復	不要（通常の使用状況の場合）
その他	期間	・契約期間は 1 年、継続の場合は、更新手続きが必要 ・学生でなくなった場合は速やかに退去すること。
	駐車場	空きがあれば使用可（有料）
	管理	入居者が管理責任を負う。

○入居に係る費用について

- ・家賃は一般の県営住宅家賃に準じており、収入（自治体発行の所得証明書で確認）に応じて家賃が加算されます。家賃の支払いは原則、金融機関からの自動引き落としとします。
〔例〕（収入が0円の場合、明石舞子北鉄筋16,400円/月、明石舞子南鉄筋10,400円/月）
（最大家賃：明石舞子北鉄筋25,000円/月、明石舞子南鉄筋22,400円/月）
- ・自治会費（共益費）をお支払いください。（600円/月程度）
- ・敷金が必要です。（使用料の3ヶ月分）
- ・光熱費は各自お支払いください。（水道、電気、ガスなど）
- ・風呂釜は標準で付いていますがシャワーはオプションです。シャワーは実費（60,000円程度）をお支払いいただくことにより県営住宅管理者による設置が可能です。なお、前の入居者が設置しており機器が正常に動作する場合は、そのままお使いいただけます。
- ・明石舞子南鉄筋の駐車場は7,500円/月、明石舞子北鉄筋の駐車場は、6,000円/月又は7,500円/月です。
- ・自転車、スクーターの駐輪等の費用は不要です。
- ・通常、照明器具、ガスコンロは、居住者が設置する必要がありますが、前の入居者が設置しており機器が正常に動作する場合は、そのままお使いいただけます。
- ・その他、原則として現状有姿（現状どおり）となりますので、疑問な点などありましたらご質問願います。

○県営住宅の自治活動

- ・清掃活動にご参加ください。（1回/月程度。各団地により異なります。）
- ・お手すきの時は花壇の水やりを手伝ってください。空地もありますので花など育ててみませんか。（明石舞子北鉄筋）
- ・月一回の役員会にご参加ください。議事録をまとめていただくなどお手伝いをお願いします。（明石舞子南鉄筋：月1回第3水曜19:30、明石舞子北鉄筋：月1回第2日曜19:00）
- ・その他、自治会活動等に積極的に参加しお住まいの皆様とコミュニケーションをとってください。

○共同住宅での生活マナー

- ・高齢者が多いため、夜間（9時以降）は静かにしてください。（例：会話、各種ゲーム、ギター、麻雀、ステレオ、ダンス、体操、トレーニング、掃除機、洗濯機）
- ・下階に音が響きやすいです。特にご注意ください。
- ・外部の方の宿泊は原則ご遠慮ください。
- ・火気には十分ご注意ください。たばこを吸われる方は特に気を付けてください。
- ・自転車、スクーターは決められた場所に停めてください。盗難やいたずらが発生していますので二重施錠等の対策をおすすめします。
- ・あいさつを交わしましょう。話かけられたら立ち止まりきちんと受け答えをしましょう。時にはこちらからも話しかけましょう。時間に余裕がある場合は会話に心がけてください。

○入居に際して

- ・保護者（親など）の同意、大学の先生から推薦状等が必要です。
- ・入居決定後に資格審査があります。資格審査をパスした後、入居が可能となります。
- ・県営住宅の入居に際し、行政財産使用許可申請書、入居申請等の書類の提出が必要です。
- ・半年毎に活動状況報告書を提出いただきます。

○シェア居住に関して

- ・シェアの場合、どちらかに代表になっていただきます。（広い部屋を主に使用される方）
- ・申請書類や家賃の払い込みはまとめて代表者が行います。
- ・円満な共同生活となるよう心がけてください。
- ・必要に応じてご相談に応じます。（どちらかの正当性を判断したりするものではありません。）